

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	さっぽろアートステージ2018運営業務
発 注 課	文化振興課
選 定 事 業 者	さっぽろアートステージ実行委員会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、本市が文化芸術月間と位置付ける11月に、舞台芸術部門、音楽部門、学生音楽部門、美術部門からなる、多彩な文化事業を複合的・総合的に実施するものである。</p> <p>そのため、本業務の実施に当っては、複数のジャンルを統一テーマのもとプランニングし、各事業の連携効果を生み出すことが必要であり、各部門（分野）を代表する法人等が、事業の実施主体として携わるとともに、総合的に運営管理を行うことが求められる。</p> <p>契約の相手方とするさっぽろアートステージ実行委員会は、市内で劇場を運営する法人・団体で組織された「札幌劇場連絡会」、地元音楽シーンをリードする「(株)エフエム北海道」、中高生の文化部活動を支える「北海道高等学校文化連盟」及び「札幌市立中学校文化連盟」、市内の多くの芸術家と繋がりを持ち、アートイベントをプロデュースする「CAI現代芸術研究所」、美術部門の会場を管理・運営する「札幌駅前通まちづくり株式会社」及び「札幌市民交流プラザ」、イベントの総合プロデュース等を行う「(株)ノヴェロ」によって組織されており、多彩な文化事業を複合的・総合的に行う本業務を実施することができる相手方は、さっぽろアートステージ実行委員会の他にない。</p> <p>このため、本業務は、当該実行委員会しか履行することができず、本業無に係る契約の目的が競争入札等に適さない。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年9月14日